

ながさき女性活躍推進企業等表彰 選考基準

対象企業等の取組のうち、以下の項目を総合的に勘案し選考するものとする。

1. Nびか審査項目

審査は、次の順で行うこととする。

- (1) 「3女性の活躍推進・男女共同参画」の実施率
- (2) 全項目の実施率

	項 目
1 仕事と育児・介護 の両立	<p>(1) 安心して出産・育児ができる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業制度の期間、取得状況（女性・男性ごと） ・ 育児のための短時間勤務制度等の利用状況 <p>(2) 介護休業・看護休暇への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護休業制度の期間、取得状況 ・ 介護のための短時間勤務制度等の利用状況 ・ 介護のための短期休暇制度の取得状況 ・ 子の看護休暇の取得状況 ・ 結婚・出産・育児・介護による退職者の再雇用の支援制度
2 働き方改革	<p>(1) 職場環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規則を正社員とその他の従業員とで分けて定めている ・ 所定外労働時間の削減のための工夫 ・ 労働者1人当たりの平均所定外労働時間数の状況 ・ 労働者1人当たりの年次有給休暇の取得状況 ・ 年次有給休暇の取得単位（半日単位、時間単位）、計画的な取得促進の取組、有給の特別休暇制度 ・ メンタルヘルスの相談窓口の設置 ・ パワーハラスメント防止対策の実施 ・ ストレスチェック制度の実施 ・ がん、脳卒中、心疾患、不妊などの治療を必要とする従業員の長期的支援 ・ 従業員の健康づくりのための支援 ・ 育児休業や有給休暇等の各種制度を利用しやすくするための対応の実施 ・ 労働環境に関する国・県、市町が実施している認証制度の取得や宣言の実施 <p>(2) 非正規社員への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正規社員への登用制度 <p>(3) 高齢者・障害者・若年者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の継続就業への取組 ・ 障害者の積極的な雇用 ・ 若年者の平均離職率 ・ 従業員が職場定着するための支援

	<p>(4) 多様な働き方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの制度 ・短時間勤務制度、フレックスタイム勤務制度、始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げの勤務制度 ・Web を活用したオンラインによる場所にとらわれない採用活動の実施
<p>3 女性の活躍推進・男女共同参画</p>	<p>(1) 女性の職域拡大／女性の能力開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の正規従業員数の状況 ・女性が少なかった職務・部署への女性の配置への取組 ・性別に関わらない人材育成研修、資格取得や自己啓発を支援する取組 <p>(2) 女性の登用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用した労働者に占める女性労働者の割合 ・男性に対する女性の勤続年数の割合 ・係長クラス、課長（管理職）クラス以上の女性従業員数の状況 ・一般事業主行動計画（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づくもの）の策定 <p>(3) 性別にかかわらず能力活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への人事評価手法の公表 ・性別に関わらない給与体系の整備 ・セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメントについての防止対策 <p>(4) 男女がともに制度を利用しやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種制度の周知・啓発 ・職場環境改善を推進するための組織または担当者 の設置

2. 総合評価項目

- (1) ながさき女性活躍推会議会員企業等
- (2) 地元企業の比率（概ね受賞企業の半数程度）
- (3) 受賞企業等の地域・業種・事業所規模のバランス